

令和元年9月八戸市議会定例会

提 出 議 案

## 9 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第98号	令和元年度八戸市一般会計補正予算 .....	別冊
議案第99号	令和元年度八戸市立市民病院事業会計補正予算 .....	別冊
議案第100号	令和元年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算 .....	別冊
議案第101号	令和元年度八戸市都市計画下水道事業特別会計補正 予算 .....	別冊
議案第102号	令和元年度八戸市介護保険特別会計補正予算 .....	別冊
議案第103号	八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を 求めることについて .....	5
議案第104号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて .....	9
議案第105号	八戸市公会堂条例の一部を改正する条例の制定につ いて .....	11
議案第106号	八戸市南郷文化ホール条例の一部を改正する条例の 制定について .....	13
議案第107号	八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例 の制定について .....	15
議案第108号	八戸市職員定数条例等の一部を改正する等の条例の 制定について .....	17
議案第109号	八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について .....	25
議案第110号	消費税等の率の改定に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について .....	27
議案第111号	八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定につ いて .....	69
議案第112号	八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定につ いて .....	77

議案第113号	八戸市種差海岸休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第114号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第115号	八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第116号	八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第117号	八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第118号	八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第119号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	93
議案第120号	八戸市下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の制定について	95
議案第121号	八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事請負契約の締結について	99
議案第122号	八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事請負契約の締結について	101
議案第123号	(仮称)八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結について	103
議案第124号	(仮称)八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事請負の一部変更契約の締結について	105
議案第125号	(仮称)八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事請負の一部変更契約の締結について	107
議案第126号	(仮称)八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結について	109
議案第127号	(仮称)八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事請負の一部変更契約の締結について	111

議案第128号	東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事請負の一部変更契約の締結について -----	113
認定第1号	平成30年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について -----	115
認定第2号	平成30年度八戸市公営企業会計決算の認定について -----	117

議案第103号

八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて  
八戸市教育委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏名 油川 育子





議案第104号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 佐々木 寿 子

議案第105号

八戸市公会堂条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市公会堂条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

延長使用時の上限時間の廃止及び利用料金の見直しをするためのものである。

## 八戸市公会堂条例の一部を改正する条例

八戸市公会堂条例（昭和50年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第4項を次のように改める。

- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定利用料金（前項の規定に該当するときは、同項の規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の150に相当する額とする。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市公会堂条例第10条第1項の規定による利用料金の承認の申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第106号

八戸市南郷文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市南郷文化ホール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

延長使用時の上限時間の廃止及び使用料の見直しをするためのものである。

## 八戸市南郷文化ホール条例の一部を改正する条例

八戸市南郷文化ホール条例（平成20年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項を次のように改める。

- 5 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前2項の規定に該当するときは、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の150に相当する額とする。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第107号

八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

利用料金に冷房料を加えるためのものである。

## 八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例

八戸市文化教養センター条例（昭和60年八戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
別表中「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市文化教養センター条例第10条第1項の規定による利用料金の承認の申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第108号

八戸市職員定数条例等の一部を改正する等の条例の制定について  
八戸市職員定数条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の勤務条件、給与等について規定する等、関係条例について所要の改正等をするためのものである。

## 八戸市職員定数条例等の一部を改正する等の条例

(八戸市職員定数条例の一部改正)

第1条 八戸市職員定数条例(昭和24年八戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に雇用される者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職に任用された」を「又は非常勤の」に改める。

(八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年八戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「の額(八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)第23条第1項の規定による報酬が支給される職員にあっては、月額に相当する報酬の額(同条例第24条第1項に規定する手当に相当する額を除く。))」を加える。

(八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例(昭和26年八戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 八戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年八戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「ある職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。))」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。))」を加える。

第21条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市職員の勤務条件に関する条例(平成7年八戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(臨時的に任用された職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第16条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に掲げる特別職の職員(」に改める。

別表第1及び別表第2中「非常勤特別職職員公務災害補償等審査会」を「公務災害補償等審査会」に、「の非常勤」を「特別職」に改める。

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「すべて」を「第22条から第24条までの規定により給与を受ける職員以外の全て」に改める。

第22条を次のように改める。

(臨時的に任用された職員の給与)

第22条 臨時的に任用された職員(常時勤務を要する職に任用された職員に限る。)の給与の種類は、他の常勤の職員の例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の見出し及び2条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第23条 会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬の額は、月額とする。ただし、任命権者が月額で定めることが適当でないと思えた場合には、月額によらないことができる。

3 前項に規定するもののほか、第1項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

第24条 会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

(八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第8条 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例(昭和33年八戸市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条中「常時勤務することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「八戸市職員の給与に関する条例第1条に規定する一般職に属する職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

(八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和29年八戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(臨時的に任用された職員の給与)

第17条 臨時的に任用された職員(常時勤務を要する職に任用された職員に限る。)の給与の種類は、他の常勤の職員の例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の見出し及び2条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

第19条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与

の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、前条第2項の規定を準用する。

(八戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 八戸市職員退職手当支給条例(昭和29年八戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「再任用職員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者」を加える。

(八戸市非常勤特別職の職員の公務災害補償等条例の一部改正)

第11条 八戸市非常勤特別職の職員の公務災害補償等条例(昭和42年八戸市条例第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「非常勤の特別職の職員に対する」を「議会の議員その他非常勤の職員の」に改める。

第18条第1項中「八戸市非常勤特別職職員公務災害補償等審査会」を「八戸市公務災害補償等審査会」に改める。

(八戸市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第12条 八戸市職員等の旅費支給条例(昭和28年八戸市条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条に規定する本市職員等で」を削り、「とき」を「職員等」に、「に関し」を「及び公務のため旅行し、又は通勤する職員等に支給する費用弁償に関し、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか」に改める。

第3条第1項中「職員が」を「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下この条から第25条までにおいて同じ。)が」に改め、同条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「同項同号の規定にかかわらず、同項同号」を「前項第1号の規定にかかわらず、同号」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第26条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員等が、公務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償については、常勤の職員の旅費支給の例による。

3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、次の各号のいずれかに該当するものが通勤した場合には、その費用を弁償する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（第3号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び同号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下この項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、常勤の職員の通勤手当との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

5 前項に規定するもののほか、第3項の規定により支給する費用弁償の支給方法等については、市長が定める。

（八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第13条 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年八戸市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(臨時的に任用された企業職員の給与)

第19条 企業職員で臨時的に任用されたもの(常時勤務を要する職に任用されたものに限る。)の給与の種類は、他の企業職員で常時勤務を要するものの例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の企業職員で常時勤務を要するものとの権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の見出し及び2条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第20条 企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)であるもののうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、企業職員で常時勤務を要するものとの権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

第21条 企業職員で会計年度任用職員であるもののうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、前条第2項の規定を準用する。

(八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年八戸市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(臨時的に任用された企業職員の給与)

第26条 企業職員で臨時的に任用されたもの(常時勤務を要する職に任用されたものに限る。)の給与の種類は、他の企業職員で常時勤務を要するものの例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の企業職員で常時勤務を要するものとの権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

第27条を第29条とし、第26条の次に次の見出し及び2条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第27条 企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)であるもののうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務

手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

- 2 前項の給与の額、支給方法等については、企業職員で常時勤務を要するものとの権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

第28条 企業職員で会計年度任用職員であるもののうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

- 2 前項の給与の額、支給方法等については、前条第2項の規定を準用する。

(八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

第16条 八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成元年八戸市条例第31号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和56年八戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条中「八戸市職員等の旅費支給条例」を「八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成11年八戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条中「八戸市職員等の旅費支給条例」を「八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例」に改める。

(八戸市消防団条例の一部改正)

- 4 八戸市消防団条例(昭和27年八戸市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第16条中「八戸市職員等の旅費支給条例」を「八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例」に改める。

議案第109号

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の欠格条項における成年被後見人又は被保佐人に係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第19条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第19条の5第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第19条の7第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第20条第7項中「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(八戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 八戸市職員退職手当支給条例(昭和29年八戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年八戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年八戸市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第110号

消費税等の率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
消費税等の率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の率の改定に伴い、関係条例について所要の改正をするためのものである。

消費税等の率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(八戸市南郷農産物直売施設条例の一部改正)

第1条 八戸市南郷農産物直売施設条例(平成17年八戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「61,710円」を「62,850円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「20.5%」を「20.9%」に改める。

(八戸市ジャズの館条例の一部改正)

第2条 八戸市ジャズの館条例(平成17年八戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中	「	1時間につき 3,080円	を	1時間につき 3,130円	に改め、
	1時間につき 3,390円	1時間につき 3,450円			
	1時間につき 4,010円	1時間につき 4,080円			
	1時間につき 4,410円	1時間につき 4,490円			
	1時間につき 4,620円	1時間につき 4,700円			
	1時間につき 5,090円	1時間につき 5,180円			
	1時間につき 6,170円	1時間につき 6,280円			
	1時間につき 6,780円	1時間につき 6,900円			
	」			」	

別表の2の表中	「	使用1回につき 1,820円	を	使用1回につき 1,850円	に改
	使用1回につき 8,190円	使用1回につき 8,340円			
	使用1回につき 1,210円	使用1回につき 1,230円			
	使用1回につき 2,760円	使用1回につき 2,810円			
	使用1回につき 790円	使用1回につき 800円			
	」			」	

める。

(八戸市島守田園空間博物館施設条例の一部改正)

第3条 八戸市島守田園空間博物館施設条例(平成18年八戸市条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「510円」を「520円」に改め、別表の2の表中「1,540円」を「1,560円」に、「510円」を「520円」に改め、別表の3の表中「2,050円」を「2,080円」に改め、別表

の4の表中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(八戸市南郷総合交流ターミナル施設条例の一部改正)

第4条 八戸市南郷総合交流ターミナル施設条例(平成17年八戸市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

7,200円	7,200円	6,680円
5,960円	5,960円	5,650円
8,220円	7,200円	
5,960円	4,930円	
8,220円	7,200円	
5,960円	5,650円	

を

「

7,330円	7,330円	6,800円
6,070円	6,070円	5,750円
8,370円	7,330円	
6,070円	5,020円	
8,370円	7,330円	
6,070円	5,750円	

に改め、別表の2の表及び別表の3

」

の表中「1,540円」を「1,560円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、別表の4の表中「6,170円」を「6,280円」に、「12,340円」を「12,560円」に改め、別表の5の表中「5,140円」を「5,230円」に改める。

(八戸市青葉湖展望交流施設条例の一部改正)

第5条 八戸市青葉湖展望交流施設条例(平成17年八戸市条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「510円」を「520円」に改め、別表の2の表中「1,020円」を「1,030円」に、「1,540円」を「1,560円」に改め、別表の3の表中「51,420円」を「52,370円」に改め、別表の4の表中「3,080円」を「3,130円」に改め、別表の5の表中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(八戸市南郷そば振興センター条例の一部改正)

第6条 八戸市南郷そば振興センター条例(平成17年八戸市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,540円」を「1,560円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

(八戸市立集会場条例の一部改正)

第7条 八戸市立集会場条例(昭和38年八戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

円	円	円	円	円	円
1,680	1,680	1,800	3,370	3,490	5,180
940	940	1,080	1,910	2,040	3,010
340	340	460	710	830	1,200
340	340	460	710	830	1,200
340	340	460	710	830	1,200

を

に改め、別表の2の表備考第1号中

円	円	円	円	円	円
1,710	1,710	1,830	3,420	3,540	5,250
950	950	1,100	1,900	2,050	3,000
340	340	460	680	800	1,140
340	340	460	680	800	1,140
340	340	460	680	800	1,140

「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸ブックセンター条例の一部改正)

第8条 八戸ブックセンター条例(平成28年八戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「26,080円」を「26,560円」に、「40,120円」を「40,860円」に改める。

(八戸市公会堂条例の一部改正)

第9条 八戸市公会堂条例(昭和50年八戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中表の部分の部分を次のように改める。

使用時間区分	基本区分			複合区分		
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
使用内容区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円

大 ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	平 日	21,820	35,190	47,330	57,010	82,520	104,340
		土曜日 休 日	24,270	42,460	58,220	66,730	100,680	124,950
	500円以下の 入場料を徴収 する場合	平 日	23,040	40,030	52,160	63,070	92,190	115,230
		土曜日 休 日	27,890	48,530	63,090	76,420	111,620	139,510
	1,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平 日	24,270	42,460	58,220	66,730	100,680	124,950
		土曜日 休 日	30,330	53,390	67,940	83,720	121,330	151,660
	2,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平 日	36,400	63,090	81,280	99,490	144,370	180,770
		土曜日 休 日	44,880	78,870	100,720	123,750	179,590	224,470
	3,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平 日	46,090	80,080	103,130	126,170	183,210	229,300
		土曜日 休 日	55,810	95,860	124,980	151,670	220,840	276,650
	3,000円を超 える入場料を 徴収する場合	平 日	55,810	98,280	126,200	154,090	224,480	280,290
		土曜日 休 日	67,940	120,130	154,120	188,070	274,250	342,190
中 ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	平 日	16,970	29,100	37,600	46,070	66,700	83,670
		土曜日 休 日	19,400	36,400	44,880	55,800	81,280	100,680
	500円以下の 入場料を徴収 する場合	平 日	18,190	31,550	42,460	49,740	74,010	92,200
		土曜日 休 日	21,820	40,030	49,740	61,850	89,770	111,590
	1,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平 日	19,400	36,400	44,880	55,800	81,280	100,680
		土曜日 休 日	23,040	42,460	55,810	65,500	98,270	121,310
	2,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平 日	29,100	50,960	65,520	80,060	116,480	145,580
		土曜日 休 日	35,190	63,090	81,280	98,280	144,370	179,560
	3,000円以下	平 日	36,400	64,300	82,520	100,700	146,820	183,220

	の入場料を徴収する場合	土曜日 休日	43,680	77,650	99,500	121,330	177,150	220,830
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	44,880	77,650	100,720	122,530	178,370	223,250
		土曜日 休日	54,600	95,860	122,550	150,460	218,410	273,010
		平日						
楽 屋	第一室		1,920	3,120	4,110	5,040	7,230	9,150
	第二室		590	1,070	1,440	1,660	2,510	3,100
	第三室		590	1,070	1,440	1,660	2,510	3,100
	第四室		460	830	1,090	1,290	1,920	2,380
	第五室		460	830	1,090	1,290	1,920	2,380
	第六室		340	460	830	800	1,290	1,630
	第七室		340	460	830	800	1,290	1,630
	第八室		1,920	3,120	4,110	5,040	7,230	9,150
展示室			1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400
リハーサル室			3,980	3,980	3,980	7,960	7,960	11,940
会議室			1,540	1,540	1,540	3,080	3,080	4,620
浴室			830	830	830	1,660	1,660	2,490
設備、器具等			市長が定める額					

別表第2中「77,210円」を「78,640円」に改める。

(八戸市南郷文化ホール条例の一部改正)

第10条 八戸市南郷文化ホール条例(平成20年八戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

使用内容区分	使用時間区分	基本区分			複合区分			
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
	入場料を徴収	平日	円 8,170	円 9,550	円 12,270	円 17,720	円 21,820	円 29,990

ホール	しない場合	土曜日 休日	9,090	10,600	13,640	19,690	24,240	33,330
	500円以下の 入場料を徴収 する場合	平日	9,090	10,600	13,640	19,690	24,240	33,330
		土曜日 休日	10,900	12,730	16,370	23,630	29,100	40,000
	1,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平日	10,900	12,730	16,370	23,630	29,100	40,000
		土曜日 休日	12,730	14,850	19,100	27,580	33,950	46,680
	2,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平日	12,730	14,850	19,100	27,580	33,950	46,680
		土曜日 休日	17,290	20,170	25,930	37,460	46,100	63,390
	3,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平日	18,200	21,220	27,300	39,420	48,520	66,720
		土曜日 休日	20,920	24,400	31,380	45,320	55,780	76,700
	3,000円を超 える入場料を 徴収する場合	平日	20,920	24,400	31,380	45,320	55,780	76,700
		土曜日 休日	26,390	30,790	39,590	57,180	70,380	96,770
	楽屋 1			410	410	410	820	820
楽屋 2			410	410	410	820	820	1,230
楽屋 3			620	620	620	1,240	1,240	1,860
楽屋 4			620	620	620	1,240	1,240	1,860
シャワー室 1			300	300	300	600	600	900
シャワー室 2			300	300	300	600	600	900
設備、器具等			市長が定める額					

(八戸市文化教養センター条例の一部改正)

第11条 八戸市文化教養センター条例（昭和60年八戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,930 円	3,860 円	5,790 円
3,770	7,540	11,310
3,770	7,540	11,310
3,770	7,540	11,310
2,160	4,320	6,480
1,610	3,220	4,830
630	1,260	1,890

を

に改める。

1,960 円	3,920 円	5,880 円
3,840	7,680	11,520
3,840	7,680	11,520
3,840	7,680	11,520
2,200	4,400	6,600
1,640	3,280	4,920
640	1,280	1,920

(八戸市健康運動センター条例の一部改正)

第12条 八戸市健康運動センター条例（平成4年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

円	円
600	610
1,210	1,230
3,630	3,690
6,050	6,160
18,150	18,480
36,300	36,970
1,030	1,040
3,090	3,140
5,150	5,240
15,450	15,730

を

に、「660」を「670」に改め、別

表の2の表中「21,600」を「22,000」に、「64,800」を「66,000」に、「3,660」を「3,720」に、「520」を「530」に、「2,600」を「2,650」に改め、別表の3の表中

「

520円
1,560円
2,600円
7,800円
15,600円

を

「

530円
1,580円
2,640円
7,940円
15,880円

」

に改め、別表の4の表中「590円」を「600円」に、

「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸市武道館条例の一部改正)

第13条 八戸市武道館条例(昭和56年八戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

1,410
2,350
7,050
14,100

を

「

1,430
2,390
7,180
14,360

」

に、「660」を「670」に改め、

別表の2の表中

「

1,410
2,350
7,050
14,100

を

「

1,430
2,390
7,180
14,360

」

に改め、別表の3の表中「590円」

を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸市屋内スケートリンク条例の一部改正)

第14条 八戸市屋内スケートリンク条例(昭和59年八戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

「

	円
1時間当たり	32,400
1時間当たり	97,200
1時間当たり	39,200
1時間当たり	117,600
1時間当たり	166,900

」

を

「

	円
1時間当たり	33,000
1時間当たり	99,000
1時間当たり	40,000
1時間当たり	120,000
1時間当たり	170,000

」

に、

50人までごとに	4,400
1時間当たり	
1人1回	680
1人1回	420
1人1回	290
1人1回	170
6回券	3,400
6回券	2,100
6回券	1,450
6回券	850
1箇月券	6,800
通年券	27,200
1箇月券	4,200
通年券	16,800
1箇月券	2,900
通年券	11,600
1箇月券	1,700
通年券	6,800
半面1時間当たり	4,900
全面1時間当たり	9,800
全面1時間当たり	29,400
半面1時間当たり	600
全面1時間当たり	1,200
全面1時間当たり	3,600
1時間当たり	13,700
1時間当たり	41,100
1時間当たり	33,300
1時間当たり	99,900
1時間当たり	139,400

50人までごとに	4,500
1時間当たり	
1人1回	700
1人1回	430
1人1回	300
1人1回	180
6回券	3,500
6回券	2,150
6回券	1,500
6回券	900
1箇月券	7,000
通年券	28,000
1箇月券	4,300
通年券	17,200
1箇月券	3,000
通年券	12,000
1箇月券	1,800
通年券	7,200
半面1時間当たり	5,000
全面1時間当たり	10,000
全面1時間当たり	30,000
半面1時間当たり	650
全面1時間当たり	1,300
全面1時間当たり	3,900
1時間当たり	14,000
1時間当たり	42,000
1時間当たり	34,000
1時間当たり	102,000
1時間当たり	142,000

を

に改め、別表

第1の2の表中

	円
1時間あたり	3,100
1時間あたり	9,300
1時間あたり	7,500
1時間あたり	22,500
1時間あたり	31,500

を

	円
1時間あたり	3,200
1時間あたり	9,600
1時間あたり	7,700
1時間あたり	23,100
1時間あたり	32,100

に

改め、別表第1の3の表中

	円
1室につき	240
1室につき	720
1室につき	440
1室につき	1,320
	680
	2,040
	1,000
	3,000
	440
	1,320
	440
	1,320
	2,200
	6,600
	2,700
	8,100
	10,800

を

	円
1室につき	250
1室につき	750
1室につき	450
1室につき	1,350
	700
	2,100
	1,100
	3,300
	450
	1,350
	450
	1,350
	2,300
	6,900
	2,750
	8,250
	11,000

に改め、別表

第1の4の表中	円	を	円	に
	35,000		36,000	
	105,000		108,000	
	45,000		46,000	
	135,000		138,000	
	184,000		188,000	
	20,000		21,000	
	60,000		63,000	
	40,000		41,000	
	120,000		123,000	
	162,000		165,000	

改め、別表第1の5の表中「108,000円」を「110,000円」に、「41,900円」を「42,700円」に改め、別表第1の6の表中「590円」を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に改める。

別表第2の1の表中

円	円
1時間当たり 14,670	1時間当たり 14,940
1時間当たり 44,010	1時間当たり 44,820
1時間当たり 10,270	1時間当たり 10,460
1時間当たり 30,810	1時間当たり 31,380
1時間当たり 73,350	1時間当たり 74,700

に、

50人までごとに 3,660	50人までごとに 3,720
1時間当たり	1時間当たり
1人1回 570	1人1回 580

に、「2,850」を

「2,900」に、「5,700」を「5,800」に改め、別表第2の2の表中「590円」を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に改める。

(八戸市屋内トレーニングセンター条例の一部改正)

第15条 八戸市屋内トレーニングセンター条例（平成元年八戸市条例第62号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表の1の表中

円
780
1,560
4,680
7,800
23,400

を

円
790
1,580
4,760
7,940
23,830

に、

600
1,800
1,030
3,090
5,150
15,450

を

610
1,830
1,040
3,140
5,240
15,730

に、「660」を「670」に改め、別表の2の表中「590円」

を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸市スポーツ研修センター条例の一部改正)

第16条 八戸市スポーツ研修センター条例（平成3年八戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

円	円
360	1,080
360	1,080
730	2,190
520	1,560

を

円	円
360	1,100
360	1,100
740	2,230
530	1,580

に改め、別

表の2の表中

月額	57,660円
1㎡までごとに1日	590円
1㎡までごとに1日	1,770円
1台につき1月	3,660円

を

月額	58,720円
1㎡までごとに1日	600円
1㎡までごとに1日	1,800円
1台につき1月	3,720円

に改める。

(八戸市体育館条例の一部改正)

第17条 八戸市体育館条例(昭和62年八戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中	円	円	に、	円	に、	
	600	610		1,020		1,030
	1,210	1,230		1,700		1,730
	3,630	3,690		5,100		5,190
	6,050	6,160				
	18,150	18,480				
	36,300	36,970				
	1,030	1,040				
	3,090	3,140				
	5,150	5,240				
15,450	15,730					

円	円	を	に、「660」を「670」に改め、別表の2の表中「590円」
550	560		
1,650	1,680		
2,750	2,800		
8,250	8,400		

を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸市多賀多目的運動場条例の一部改正)

第18条 八戸市多賀多目的運動場条例(平成27年八戸市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中

円
2,700
8,100
13,500
40,500
81,000

を

円
2,750
8,250
13,750
41,250
82,500

に改め、別表の(2)の表中

円
1,080
2,160
6,480
10,800
32,400
64,800

を

円
1,100
2,200
6,600
11,000
33,000
66,000

に改め、別表の(3)の表中

円
540
1,620
2,700
8,100
16,200
430
1,290
2,150
6,450
12,900

を

円
550
1,650
2,750
8,250
16,500
430
1,310
2,190
6,570
13,130

に改め、別表の(4)の表中「540」を「550」に、「1,620」を「1,650」に、

「810」を「820」に、「2,430」を「2,470」に、「1,080」を「1,100」に改め、別表の(5)の

表中「590」を「600」に、「1,770」を「1,800」に、「3,660」を「3,720」に改める。

(八戸市南郷体育施設条例の一部改正)

第19条 八戸市南郷体育施設条例(平成17年八戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

	「		「		」		」
別表の(1)の表中	円		円			円	
	610		620			620	
	1,020		1,030			1,030	
	1,830		1,860			1,860	
	3,060	を	3,110			3,110	に改め、別表の(2)の表中
	5,100		5,190			5,190	
	15,300		15,580			15,580	
	30,600		31,160			31,160	
	2,460		2,500			2,500	

	「		「		」
530	250	150	540	250	150
630	300	200	640	300	200
1,060	500	300	1,080	500	300
1,270	600	400	1,290	610	400
2,120	1,000	600	2,150	1,010	610
4,240	2,000	1,200	4,310	2,030	1,220

「840」を「850」に、「1,680」を「1,710」に、「800」を「810」に改め、別表の(4)の表中「590円」を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸市南郷屋内運動場条例の一部改正)

第20条 八戸市南郷屋内運動場条例(平成17年八戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中	「	円 1,310	を	「	円 1,330	に改め、別表の(3)の表中「510円」を
	1,640	1,670				
	2,620	2,660				
	3,280	3,340				
	5,240	5,330				
	6,560	6,680				
	15,740	16,030				
	19,680	20,040				
	」		」			

「520円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、別表の(5)の表中「590円」を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸市南郷屋内温水プール条例の一部改正)

第21条 八戸市南郷屋内温水プール条例（平成17年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「510円」を「520円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「30,600円」を「31,200円」に改め、別表の(2)の表中「2,050円」を「2,080円」に改め、別表の(3)の表中「590円」を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例の一部改正)

第22条 八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例（平成17年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中	「	510	を	「	520	に改め、別表第1の(2)の表中
	760	770				
	1,530	1,550				
	2,550	2,590				
	7,650	7,790				
	15,300	15,580				
	」		」			

「1,030円」を「1,040円」に改める。

別表第3中

1棟当たり	510円	1棟当たり	1,020円	1棟当たり	1,540円
1棟当たり	1,020円	1棟当たり	2,050円	1棟当たり	2,570円

を

「

1棟当たり	520円	1棟当たり	1,030円	1棟当たり	1,560円
1棟当たり	1,030円	1棟当たり	2,080円	1棟当たり	2,610円

に改め、同表備考

」

中「510円」を「520円」に改める。

別表第4中「1,020円」を「1,030円」に、「3,080円」を「3,130円」に改める。

別表第5中

900	を	910	に改める。
1,500		1,520	
4,500		4,580	
9,000		9,160	

」

別表第6中「1,020円」を「1,030円」に改める。

別表第7中「590円」を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

(八戸ポータルミュージアム条例の一部改正)

第23条 八戸ポータルミュージアム条例(平成22年八戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

189,250円	月間売上額から2,365,710円を控除した額の100分の8に相当する額	を
90,510円	月間売上額から1,131,420円を控除した額の100分の8に相当する額	

」

「

192,750円	月間売上額から2,409,520円を控除した額の100分の8に相当する額	に、「22,680円」
92,180円	月間売上額から1,152,370円を控除した額の100分の8に相当する額	

」

を「23,100円」に、「20,520円」を「20,900円」に、「19,440円」を「19,800円」に、

「15,120円」を「15,400円」に、「14,040円」を「14,300円」に改める。

別表第2の(1)の表中

円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,600	4,730	3,600	7,500	7,500	5,650	10,690	9,970	11,720
4,110	5,550	4,110	8,740	8,740	6,480	12,440	11,520	13,570
510	720	510	1,130	1,130	820	1,640	1,540	1,850
510	610	510	1,020	1,020	720	1,440	1,330	1,540
100	200	100	300	300	200	410	410	410
920	1,230	920	1,950	1,950	1,540	2,880	2,670	3,080

を

円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,660	4,810	3,660	7,630	7,630	5,750	10,880	10,150	11,930
4,180	5,650	4,180	8,900	8,900	6,600	12,670	11,730	13,820
520	730	520	1,150	1,150	830	1,670	1,560	1,880
520	620	520	1,030	1,030	730	1,460	1,350	1,560
100	200	100	300	300	200	410	410	410
930	1,250	930	1,980	1,980	1,560	2,930	2,720	3,130

に改め、別表第2

の(2)の表中「2,040円」を「2,070円」に、「880円」を「890円」に改め、別表第2の(3)の表中「510円」を「520円」に改め、別表第2の(4)の表中「610円」を「620円」に改め、別表第2の(5)の表中

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,640	2,260	1,640	3,490	3,490	4,520	8,530	12,130	15,220	17,890	20,160	21,900
1,020	1,330	1,020	2,160	2,160	2,770	5,240	7,400	9,360	11,000	12,340	13,470
1,230	1,640	1,230	2,570	2,570	3,180	6,170	8,740	11,000	12,960	14,500	15,840

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,670	2,300	1,670	3,550	3,550	4,600	8,680	12,350	15,500	18,220	20,530	22,300
1,030	1,350	1,030	2,200	2,200	2,820	5,330	7,530	9,530	11,200	12,560	13,720
1,250	1,670	1,250	2,610	2,610	3,230	6,280	8,900	11,200	13,200	14,760	16,130

別表第2の(6)の表中

「

円	円	円	円	円	円
4,620	6,170	4,620	9,770	9,770	12,340
3,080	4,110	3,080	6,580	6,580	8,330
300	410	300	720	720	920
300	410	300	720	720	920
300	410	300	720	720	920
300	410	300	720	720	920
610	720	610	1,230	1,230	1,540
1,640	2,160	1,640	3,390	3,390	4,320

を」

「

円	円	円	円	円	円
4,700	6,280	4,700	9,950	9,950	12,560
3,130	4,180	3,130	6,700	6,700	8,480
300	410	300	730	730	930
300	410	300	730	730	930
300	410	300	730	730	930
300	410	300	730	730	930
620	730	620	1,250	1,250	1,560
1,670	2,200	1,670	3,450	3,450	4,400

」

に、「8.6円」を「8.8円」に改める。

(八戸まちなか広場条例の一部改正)

第24条 八戸まちなか広場条例（平成30年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

「

円	円	円	円	円	円
10,930	14,580	10,930	22,970	22,970	29,160
6,840	9,120	6,840	14,370	14,370	18,240
1,760	2,350	1,760	3,700	3,700	4,700
2,330	3,110	2,330	4,890	4,890	6,220
850	1,140	850	1,790	1,790	2,280

を」

別表の2の表中

「

円	円	円	円	円	円
11,120	14,830	11,120	23,370	23,370	29,680
6,960	9,280	6,960	14,630	14,630	18,570
1,790	2,390	1,790	3,760	3,760	4,780
2,370	3,160	2,370	4,980	4,980	6,330
860	1,160	860	1,820	1,820	2,320

に改める。

」

(八戸市行政財産目的外使用料徴収条例の一部改正)

第25条 八戸市行政財産目的外使用料徴収条例（昭和40年八戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び別表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市公民館条例の一部改正)

第26条 八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中表の部分の部分を次のように改める。

使用時間区分 使用内容区分			基本区分			複合区分		
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホ ル	入場料を徴収しない場合	平日	円 10,900	円 18,190	円 23,040	円 29,090	円 41,230	円 52,130
		土曜日 休日	12,130	21,830	29,100	33,960	50,930	63,060
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	12,130	20,620	26,680	32,750	47,300	59,430
		土曜日 休日	14,550	23,040	31,540	37,590	54,580	69,130
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	14,550	21,820	29,100	36,370	50,920	65,470
		土曜日 休日	16,970	26,680	33,950	43,650	60,630	77,600

ル	2,000円以下の 入場料を徴収 する場合	平 日	16,970	30,330	41,250	47,300	71,580	88,550
		土曜日 休 日	23,040	40,030	49,740	63,070	89,770	112,810
	3,000円以下の 入場料を徴収 する場合	平 日	24,270	40,020	52,160	64,290	92,180	116,450
		土曜日 休 日	27,890	47,330	63,090	75,220	110,420	138,310
	3,000円を超え る入場料を徴 収する場合	平 日	27,890	48,530	63,090	76,420	111,620	139,510
		土曜日 休 日	35,190	59,460	76,450	94,650	135,910	171,100
楽 屋	第 一 室		460	830	1,210	1,290	2,040	2,500
	第 二 室		460	830	1,210	1,290	2,040	2,500
	第 三 室		340	460	830	800	1,290	1,630
	第 四 室		340	460	830	800	1,290	1,630
展 示 室			5,800	5,800	5,800	11,600	11,600	17,400
展示ロビー			2,170	2,170	2,170	4,340	4,340	6,510
会 議 室	第 一 室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第 二 室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第 三 室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第 四 室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
和 室	第 一 室		1,540	1,540	1,540	3,080	3,080	4,620
	第 二 室		1,540	1,540	1,540	3,080	3,080	4,620
講 義 室			3,120	3,120	3,120	6,240	6,240	9,360
調理実習室			2,410	2,410	2,410	4,820	4,820	7,230
附 属 設 備			教育委員会が定める額					

別表第2の2の表中	「	円 1,470	を	「	円 1,490	に改め、別表第2の3の表中
	1,220	1,240				
	730	740				
	1,470	1,490				
	730	740				
	600	610				
	730	740				
	600	610				
	730	740				
	600	610				
	」		」			

「1,270」を「1,290」に、「740」を「750」に、「15,890」を「16,180」に、「10,590」を「10,780」に改め、別表第2の4の表中「610」を「620」に、「5,140」を「5,230」に改める。

(八戸市職業訓練センター条例の一部改正)

第27条 八戸市職業訓練センター条例(昭和56年八戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中	「	1,080 円	2,160 円	3,240 円	を	「	1,100 円	2,200 円	3,300 円	に改
	530	1,080	1,610	540		1,100	1,640			
	1,080	2,160	3,240	1,100		2,200	3,300			
	1,610	3,240	4,850	1,640		3,300	4,940			
	1,080	2,160	3,240	1,100		2,200	3,300			
	530	1,080	1,610	540		1,100	1,640			
	1,280	2,580	3,870	1,300		2,620	3,940			
	850	1,710	2,580	860		1,740	2,620			
	1,610	3,240	4,850	1,640		3,300	4,940			
	1,080	2,160	3,240	1,100		2,200	3,300			
	」		」							

める。

(八戸市貸工場条例の一部改正)

第28条 八戸市貸工場条例(平成30年八戸市条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表中「430,056円」を「438,020円」に、「289,872円」を「295,240円」に、「376,596円」を「383,570円」に、「349,272円」を「355,740円」に改める。

(八戸市水産科学館条例の一部改正)

第29条 八戸市水産科学館条例(平成元年八戸市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「86,700円」を「88,300円」に、「35,650円」を「36,310円」に、「2,820円」を「2,870円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

(八戸市種差海岸休憩施設条例の一部改正)

第30条 八戸市種差海岸休憩施設条例(平成26年八戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「51,000円」を「51,970円」に改める。

(八戸市蕪島プロムナード公園条例の一部改正)

第31条 八戸市蕪島プロムナード公園条例(平成30年八戸市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考第1号及び別表の2の表備考第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市農村環境改善センター条例の一部改正)

第32条 八戸市農村環境改善センター条例(昭和55年八戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

「

2,440 円	4,910 円	7,360 円
1,220	2,440	3,680
1,220	2,440	3,680
1,840	3,680	5,530
850	1,700	2,440

別表中

を

」

「

2,480 円	5,000 円	7,490 円
1,240	2,480	3,740
1,240	2,480	3,740
1,870	3,740	5,630
860	1,730	2,480

に改める。

」

(八戸市南郷農村婦人の家条例の一部改正)

第33条 八戸市南郷農村婦人の家条例（平成17年八戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「520」に、「10,280」を「10,470」に改める。

(八戸市鳩田農業研修センター条例の一部改正)

第34条 八戸市鳩田農業研修センター条例（平成17年八戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

「

円	円
10,280	15,420
4,620	7,710
1,540	3,080
4,620	7,710
15,420	20,570

別表中

「

円	円
10,470	15,700
4,700	7,850
1,560	3,130
4,700	7,850
15,700	20,950

を

に改める。

」

」

(八戸市南郷第八区研修センター条例の一部改正)

第35条 八戸市南郷第八区研修センター条例（平成17年八戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

「

無料	3,080円	無料	1,020円
無料	3,080円	無料	1,020円
5,140円	10,280円	2,050円	2,050円

別表中

を

「

無料	3,130円	無料	1,030円
無料	3,130円	無料	1,030円
5,230円	10,470円	2,080円	2,080円

に改める。

」

(八戸市農業経営振興センター条例の一部改正)

第36条 八戸市農業経営振興センター条例(平成11年八戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中	「	750 円	1,500 円	を	「	760 円	1,520 円	に改める。
	390	780	390		790			
	1,700	3,410	1,730		3,470			
	2,570	2,610						
	」			」				

(八戸市中央卸売市場条例の一部改正)

第37条 八戸市中央卸売市場条例(昭和52年八戸市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第55条第4項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第60条第3項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改め、「。以下同じ」を削る。

第63条第1項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に、「合計額及び」を「合計額並びに」に改める。

第64条第1項中「卸売金額」の次に「(第60条第3項に規定する卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額をいう。以下同じ。)」を、「料率」の次に「を乗じて得た額に100分の110」を加える。

第66条第1項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第76条第1項中「金額」を「規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額」に改める。

別表第4 仲卸業者市場使用料の項中「含む」を「除く」に改め、同表備考を削る。

(地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正)

第38条 地方卸売市場八戸市魚市場条例(昭和47年八戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改め、「。以下同じ」を削る。

第19条第1項中「の108分の100」を「から消費税額及び地方消費税額」に改め、「額」の次に「を除いた額」を加える。

第21条中「卸売金額」の次に「(第11条第1項に規定する卸売金額から消費税額及び地方

消費税額に相当する額を除いた金額をいう。以下同じ。)」を、「得た」の次に「額に100分の110を乗じて得た」を加える。

第23条中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第29条第2項中「108分の8」を「110分の10」に改める。

別表第1備考中「卸売場使用料及び」を削り、「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市水産総合管理センター条例の一部改正)

第39条 八戸市水産総合管理センター条例(昭和60年八戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

	「		「		」		」										
別表中		<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>4時間以下の場合</td><td style="text-align: right;">1,810</td></tr> <tr><td>4時間を超える場合</td><td style="text-align: right;">4,840</td></tr> </table>		円	4時間以下の場合	1,810	4時間を超える場合	4,840	を	<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>4時間以下の場合</td><td style="text-align: right;">1,840</td></tr> <tr><td>4時間を超える場合</td><td style="text-align: right;">4,930</td></tr> </table>		円	4時間以下の場合	1,840	4時間を超える場合	4,930	に、
		円															
	4時間以下の場合	1,810															
	4時間を超える場合	4,840															
	円																
4時間以下の場合	1,840																
4時間を超える場合	4,930																
	<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr><td>4時間以下の場合</td><td style="text-align: right;">7,260</td></tr> <tr><td>4時間を超える場合</td><td style="text-align: right;">18,160</td></tr> </table>	4時間以下の場合	7,260	4時間を超える場合	18,160		<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr><td>4時間以下の場合</td><td style="text-align: right;">7,390</td></tr> <tr><td>4時間を超える場合</td><td style="text-align: right;">18,490</td></tr> </table>	4時間以下の場合	7,390	4時間を超える場合	18,490						
4時間以下の場合	7,260																
4時間を超える場合	18,160																
4時間以下の場合	7,390																
4時間を超える場合	18,490																
	」		」														

	「		「		」		」									
	<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr><td>1人1泊につき</td><td style="text-align: right;">3,630</td></tr> <tr><td>1人1泊につき</td><td style="text-align: right;">1,810</td></tr> <tr><td>1人2時間につき</td><td style="text-align: right;">540</td></tr> </table>	1人1泊につき	3,630	1人1泊につき	1,810	1人2時間につき	540	を	<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr><td>1人1泊につき</td><td style="text-align: right;">3,690</td></tr> <tr><td>1人1泊につき</td><td style="text-align: right;">1,840</td></tr> <tr><td>1人2時間につき</td><td style="text-align: right;">550</td></tr> </table>	1人1泊につき	3,690	1人1泊につき	1,840	1人2時間につき	550	に改める。
1人1泊につき	3,630															
1人1泊につき	1,810															
1人2時間につき	540															
1人1泊につき	3,690															
1人1泊につき	1,840															
1人2時間につき	550															
	」		」													

(八戸市公設小売市場条例の一部改正)

第40条 八戸市公設小売市場条例(昭和42年八戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	32,400 円	1,296 円	を	33,000 円	1,320 円	に改める。
	19,440	777		19,800	792	
	4,570	183		4,650	187	
	2,610	104		2,650	106	
	720	29		730	29	
	2,160	75		2,200	77	
	4,320	172		4,400	176	
	5,400	216		5,500	220	

別表第2中「6,480」を「6,600」に、「216」を「220」に、「530」を「540」に改める。

(八戸市漁港管理条例の一部改正)

第41条 八戸市漁港管理条例(平成2年八戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2の(1)の表中	1立方メートルにつき	162円	を
	1立方メートルにつき	108円	
	1立方メートルにつき	221円	
	1立方メートルにつき	162円	
	1立方メートルにつき	86円	
	1個につき	108円	
	1切につき	108円	

別表第2の(2)の表備考第6項中	1立方メートルにつき	165円	に改め、別表第2の(2)の表備考第6項中
	1立方メートルにつき	110円	
	1立方メートルにつき	225円	
	1立方メートルにつき	165円	
	1立方メートルにつき	88円	
	1個につき	110円	
	1切につき	110円	

「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市自動車乗車運賃等条例の一部改正)

第42条 八戸市自動車乗車運賃等条例（平成13年八戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「38円70銭」を「39円40銭」に改める。

(八戸市福祉センター条例の一部改正)

第43条 八戸市福祉センター条例（昭和53年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

「

2,940 円	2,940 円	3,170 円	5,900 円	6,150 円	9,090 円	540 円
1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
730	730	850	1,470	1,580	2,320	160
730	730	850	1,470	1,580	2,320	160
1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
2,210	2,210	2,440	4,420	4,660	6,880	160

別表中 を 」

「

2,990 円	2,990 円	3,220 円	6,000 円	6,260 円	9,250 円	550 円
1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
740	740	860	1,490	1,600	2,360	160
740	740	860	1,490	1,600	2,360	160
1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
2,250	2,250	2,480	4,500	4,740	7,000	160

に改める。

」

(八戸市総合福祉会館条例の一部改正)

第44条 八戸市総合福祉会館条例（平成5年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

「

1,630 円	1,900 円	1,900 円
1,630	1,900	1,900
3,930	4,580	4,580
10,770	12,570	12,570
5,060	5,890	5,890
5,060	5,890	5,890
3,930	4,580	4,580
1,770	2,040	2,040

別表の1の表中

を

」

「

1,660 円	1,930 円	1,930 円
1,660	1,930	1,930
4,000	4,660	4,660
10,970	12,800	12,800
5,150	5,990	5,990
5,150	5,990	5,990
4,000	4,660	4,660
1,800	2,070	2,070

に、「5,230円」を「5,320

」

円」に改め、別表の2中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(八戸市市民保養所条例の一部改正)

第45条 八戸市市民保養所条例(昭和61年八戸市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「4,140」を「4,210」に、「3,550」を「3,610」に、「3,180」を「3,230」に、「4,740」を「4,820」に改め、別表の3の表中「1,180」を「1,200」に改める。

(八戸市勤労身体障害者体育施設条例の一部改正)

第46条 八戸市勤労身体障害者体育施設条例(昭和53年八戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

「

別表中

1,580 円	2,570 円	3,320 円	4,160 円	5,530 円	7,120 円
4,780	7,740	9,950	12,410	16,460	21,390
8,590	13,520	17,450	22,130	28,520	37,000
23,970	38,730	49,810	62,730	83,010	107,010

を

」

「

1,600 円	2,610 円	3,380 円	4,230 円	5,630 円	7,250 円
4,860	7,880	10,130	12,640	16,760	21,780
8,740	13,770	17,770	22,540	29,040	37,680
24,410	39,440	50,730	63,890	84,540	108,990

に改める。

」

(八戸市休日夜間急病診療所条例の一部改正)

第47条 八戸市休日夜間急病診療所条例（昭和60年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「5,400円」を「5,500円」に改め、同項第2号中「2,700円」を「2,750円」に改める。

（八戸市斎場条例の一部改正）

第48条 八戸市斎場条例（昭和31年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

	「		「			
		1,080円	2,160円		1,100円	2,200円
		530円	1,080円		540円	1,100円
別表中		1,610円	3,240円	を	1,640円	3,300円
		1,080円	2,160円		1,100円	2,200円
		530円	1,080円		540円	1,100円
		」	」			に改める。

（八戸市霊園条例の一部改正）

第49条 八戸市霊園条例（昭和40年八戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

	「		「			
		3,250円	/		3,310円	/
		2,610円	2,570円		2,650円	2,610円
別表中		4,600円	2,570円	を	4,680円	2,610円
		7,750円	/		7,890円	/
		」	」			に改める。

（八戸市津波防災センター条例の一部改正）

第50条 八戸市津波防災センター条例（平成29年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「2,100円」を「2,130円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「1,300円」を「1,320円」に改める。

（八戸市島守コミュニティセンター条例の一部改正）

第51条 八戸市島守コミュニティセンター条例（平成17年八戸市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中	420円	630円	を	420円	640円
	470円	740円		470円	750円
	790円	1,270円		800円	1,290円
	1,270円	1,900円		1,290円	1,930円
	2,110円	3,170円		2,140円	3,220円
	4,230円	6,350円		4,300円	6,460円

に改め、別表の2の表中「740円」を「750円」に改め、別表の3の表中「5,830円」を「5,930円」に、「21,180円」を「21,570円」に改める。

(八戸市国民健康保険直営診療所条例の一部改正)

第52条 八戸市国民健康保険直営診療所条例(平成17年八戸市条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市立市民病院条例の一部改正)

第53条 八戸市立市民病院条例(昭和33年八戸市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第54条 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年八戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	510円	を	520円	に改める。
	100円		100円	
	3,600円		3,660円	
	2,050円		2,080円	

(八戸市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第55条 八戸市農業集落排水処理施設条例(平成6年八戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分の部分を次のように改める。

区分	基本使用料 (1箇月につき)		超過水量による使用料 (1立方メートルにつき)	
	基本水量	金額	超過水量	金額
一般汚水	5立方メートルまで	1,194円60銭	5立方メートルを超え10立方メートルまで	24円20銭
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	206円80銭
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	221円10銭
			30立方メートルを超え60立方メートルまで	232円10銭
			60立方メートルを超え100立方メートルまで	324円50銭
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	341円
			200立方メートルを超え300立方メートルまで	352円
			300立方メートルを超える分	355円30銭
公衆浴場汚水	5立方メートルまで	1,194円60銭	5立方メートルを超え10立方メートルまで	20円90銭
			10立方メートルを超える分	73円70銭

(八戸市下水道条例の一部改正)

第56条 八戸市下水道条例(昭和53年八戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

区分	基本使用料 (1箇月につき)		超過水量による使用料 (1立方メートルにつき)	
	基本水量	金額	超過水量	金額
			5立方メートルを超え10立方メートルまで	24円20銭

一般汚水	5 立方メートルまで	1,194円60銭	10立方メートルを超え20立方メートルまで	206円80銭
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	221円10銭
			30立方メートルを超え60立方メートルまで	232円10銭
			60立方メートルを超え100立方メートルまで	324円50銭
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	341円
			200立方メートルを超え300立方メートルまで	352円
			300立方メートルを超える分	355円30銭
公衆浴場汚水	5 立方メートルまで	1,194円60銭	5立方メートルを超え10立方メートルまで	20円90銭
			10立方メートルを超える分	73円70銭

(八戸市水防センター条例の一部改正)

第57条 八戸市水防センター条例(平成9年八戸市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「1,850円」を「1,880円」に、「920円」を「930円」に改める。

(八戸市道路占用料徴収条例の一部改正)

第58条 八戸市道路占用料徴収条例(昭和31年八戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市法定外公共物管理条例の一部改正)

第59条 八戸市法定外公共物管理条例(平成14年八戸市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき	年額	1,889円	を
	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき	年額	138円	
	1立方メートルにつき		161円	
	1立方メートルにつき		108円	
	1立方メートルにつき		221円	
	1立方メートルにつき		161円	
	1立方メートルにつき		85円	
	1個につき		108円	
	1切につき		108円	

に改め、同表	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき	年額	1,923円
	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき	年額	140円
	1立方メートルにつき		163円
	1立方メートルにつき		110円
	1立方メートルにつき		225円
	1立方メートルにつき		163円
	1立方メートルにつき		86円
	1個につき		110円
	1切につき		110円

備考第6項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市営住宅条例の一部改正)

第60条 八戸市営住宅条例(平成9年八戸市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第4中「2,050円」を「2,080円」に改める。

(八戸市駐車場条例の一部改正)

第61条 八戸市駐車場条例(昭和52年八戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「12,960円」を「13,200円」に改める。

(八戸市都市公園条例の一部改正)

第62条 八戸市都市公園条例(昭和40年八戸市条例第17号)の一部を次のように改正する。

	「		「		
		円		円	
		950		960	
		2,850		2,900	
		4,750		4,830	
		14,250		14,510	
		28,500		29,020	
		950		960	
		2,850		2,900	
		4,750		4,830	
		14,250		14,510	
別表第3の1の表中		28,500	を	29,020	に改め、別表第3の2の表中
		340		340	
		1,020		1,030	
		1,700		1,730	
		5,100		5,190	
		10,200		10,380	
		460		460	
		1,380		1,400	
		2,300		2,340	
		6,900		7,020	
		13,800		14,050	
		」		」	

「11,000」を「11,200」に、「33,000」を「33,610」に、「2,610」を「2,650」に改め、別

	「		「		
		円		円	
		1時間当たり 17,820		1時間当たり 18,150	
		1時間当たり 53,460		1時間当たり 54,450	
表第3の3の表中		1時間当たり 11,530	を	1時間当たり 11,740	に、
		1時間当たり 34,590		1時間当たり 35,230	
		1時間当たり 5,230		1時間当たり 5,320	
		1時間当たり 15,690		1時間当たり 15,980	
		」		」	

「2,610」を「2,650」に改め、別表第3の4の表中

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px 5px;">6面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">2,760円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">6面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">1,540円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">5面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">2,300円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">5面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">1,280円</td></tr> </table>	6面1時間	2,760円	6面1時間	1,540円	5面1時間	2,300円	5面1時間	1,280円	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px 5px;">6面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">2,810円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">6面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">1,560円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">5面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">2,340円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">5面1時間</td><td style="padding: 2px 5px;">1,300円</td></tr> </table>	6面1時間	2,810円	6面1時間	1,560円	5面1時間	2,340円	5面1時間	1,300円	」	を	に改め、別表第3の5の
6面1時間	2,760円																					
6面1時間	1,540円																					
5面1時間	2,300円																					
5面1時間	1,280円																					
6面1時間	2,810円																					
6面1時間	1,560円																					
5面1時間	2,340円																					
5面1時間	1,300円																					

表中「590円」を「600円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,660円」を「3,720円」に改める。

別表第4の1の表備考第2号、別表第4の2の表備考第3号及び別表第4の3の表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市農村公園条例の一部改正)

第63条 八戸市農村公園条例（平成17年八戸市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表備考第1号及び別表第2の2の表備考第4号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市多目的交流広場条例の一部改正)

第64条 八戸市多目的交流広場条例（平成19年八戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考第1号中「100分の108」を「100分の110」に改め、別表の2の表中「1,020円」を「1,030円」に、「510円」を「520円」に改め、別表の3中「3,660円」を「3,720円」に改め、別表の4の表備考第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(八戸市体験学習施設条例の一部改正)

第65条 八戸市体験学習施設条例（平成30年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「52,200円」を「53,160円」に、「5,410円」を「5,510円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 第1条の規定による改正後の八戸市南郷農産物直売施設条例第12条第1項の規定による八戸市南郷農産物直売所の利用に係る料金の承認の申請、第2条の規定による改正後の八戸市ジャズの館条例第10条第1項の規定によるジャズの館南郷の利用に係る料金の承認の申請、第4条の規定による改正後の八戸市南郷総合交流ターミナル施設条例第10条第1項の規

定によるグリーンプラザなんごうの利用に係る料金の承認の申請、第5条の規定による改正後の八戸市青葉湖展望交流施設条例第10条第1項の規定による八戸市青葉湖展望交流施設の利用に係る料金の承認の申請、第6条の規定による改正後の八戸市南郷そば振興センター条例第10条第1項の規定による八戸市南郷そば振興センターの利用に係る料金の承認の申請、第9条の規定による改正後の八戸市公会堂条例第10条第1項の規定による八戸市公会堂の利用に係る料金の承認の申請、第11条の規定による改正後の八戸市文化教養センター条例第10条第1項の規定による八戸市文化教養センター南部会館の利用に係る料金の承認の申請、第29条の規定による改正後の八戸市水産科学館条例第13条第1項の規定による八戸市水産科学館の利用に係る料金の承認の申請、第39条の規定による改正後の八戸市水産総合管理センター条例第11条第1項の規定による八戸市水産会館の利用に係る料金の承認の申請、第45条の規定による改正後の八戸市市民保養所条例第8条第1項の規定による八戸市市民保養所洗心荘の利用に係る料金の承認の申請及び第65条の規定による改正後の八戸市体験学習施設条例第11条第1項の規定による八戸市みなと体験学習館の利用に係る料金の承認の申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(八戸市集会場条例等の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の八戸市集会場条例第6条第1項、第10条の規定による改正前の八戸市南郷文化ホール条例第6条第1項、第14条の規定による改正前の八戸市屋内スケートリンク条例第6条第1項、第24条の規定による改正前の八戸まちなか広場条例第4条第1項、第26条の規定による改正前の八戸市公民館条例第7条第1項、第27条の規定による改正前の八戸市職業訓練センター条例第6条第1項、第31条の規定による改正前の八戸市蕪島プロムナード公園条例第3条第1項及び第4条第1項、第32条の規定による改正前の八戸市農村環境改善センター条例第3条第1項、第36条の規定による改正前の八戸市農業経営振興センター条例第4条第1項、第43条の規定による改正前の八戸市福祉センター条例第6条第1項、第44条の規定による改正前の八戸市総合福祉会館条例第7条第1項、第46条の規定による改正前の八戸市勤労身体障害者体育施設条例第6条第1項、第48条の規定による改正前の八戸市斎場条例第6条、第50条の規定による改正前の八戸市津波防災センター条例第3条第1項、第51条の規定による改正前の八戸市島守コミュニティセンター条例第3条第1項、第57条の規定による改正前の八戸市水防センター条例第6条第1項、第63条の規定による改正前の八戸市農村公園条例第3条第1項及び第5条第1項並びに第64条の規定による改正前の八戸市多目的交流広場条例第3条第1項及び第4条第1項の規定により受けている許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

(八戸ブックセンター条例等の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第8条の規定による改正後の八戸ブックセンター条例別表及び第30条の規定による改正後の八戸市種差海岸休憩施設条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

（八戸ポータルミュージアム条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第23条の規定による改正後の八戸ポータルミュージアム条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の八戸ポータルミュージアム条例第4条第1項の規定により受けている許可に係るテナント以外の使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（八戸市行政財産目的外使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この条例の施行の際現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けている行政財産の目的外使用に係る使用料については、第25条の規定による改正後の八戸市行政財産目的外使用料徴収条例第2条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（八戸市貸工場条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 この条例の施行の際現に第28条の規定による改正前の八戸市貸工場条例第4条第1項の規定により受けている許可のうち、平成31年4月1日前に受けている許可に基づき施行日前から継続して使用している場合における施行日以後の使用期間に係る使用料については、第28条の規定による改正後の八戸市貸工場条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（八戸市中央卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 第37条の規定による改正後の八戸市中央卸売市場条例（次項において「改正後の条例」という。）第64条第1項の規定は、施行日以後の委託の引受けに係る委託手数料について適用し、施行日前の委託の引受けに係る委託手数料については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第76条第1項及び別表第4の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

（地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 第38条の規定による改正後の地方卸売市場八戸市魚市場条例（次項において「改正後の条例」という。）第21条の規定は、施行日以後の委託の引受けに係る委託手数料について適用し、施行日前の委託の引受けに係る委託手数料については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第29条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用期間に係る施設使用保証金及び使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る施設使用保証金及び使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第38条の規定による改正前の地方卸売市場八戸市魚市場条例第26条第1項の規定により受けている許可に係る卸売場一時使用料及び会議室使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(八戸市公設小売市場条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第40条の規定による改正後の八戸市公設小売市場条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に納付すべき使用料について適用し、施行日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

(八戸市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 この条例の施行の際現に漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定又は第41条の規定による改正前の八戸市漁港管理条例第7条第1項の規定により受けている許可に係る占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

(八戸市休日夜間急病診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第47条の規定による改正後の八戸市休日夜間急病診療所条例第7条第2項の規定は、施行日以後の申請に係る診断書の交付手数料について適用する。

(八戸市霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 施行日前にした第49条の規定による改正前の八戸市霊園条例第8条第1項の規定による許可に係る管理料のうち、令和2年度以降の年度分として納付するものの額については、改正後の八戸市霊園条例の規定を適用する。

(八戸市国民健康保険直営診療所条例等の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第52条の規定による改正後の八戸市国民健康保険直営診療所条例別表及び第53条の規定による改正後の八戸市立市民病院条例別表の規定は、施行日以後の診療に係る診療料、施行日以後の初診に係る非紹介患者初診料、施行日以後の再診に係る再診加算料、施行日以後における厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る特別長期入院料、施行日以後の使用に係る入院室料並びに施行日以後の申請に係る文書料について適用する。

(八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第54条の規定による改正後の八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に納付すべき一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に納付すべ

き一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

（八戸市農業集落排水処理施設条例等の一部改正に伴う経過措置）

第16条 第55条の規定による改正後の八戸市農業集落排水処理施設条例別表第2、第56条の規定による改正後の八戸市下水道条例別表又は第60条の規定による改正後の八戸市営住宅条例第25条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続している排水処理施設、公共下水道又は汚水処理施設（以下「排水処理施設等」という。）の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料又は汚水処理費（以下「使用料等」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である排水処理施設等の使用にあつては、当該確定するもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（八戸市道路占用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置）

第17条 施行日前にした道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定又は第59条の規定による改正前の八戸市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定による許可に係る占用等の期間が施行日以後にわたる場合の施行日以後の占用等に係る占用料等の額については、第58条の規定による改正後の八戸市道路占用料徴収条例又は第59条の規定による改正後の八戸市法定外公共物管理条例の規定を適用する。

（八戸市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 第61条の規定による改正後の八戸市駐車場条例別表の規定は、施行日以後に発行する定期駐車券に係る料金について適用し、施行日前に発行した定期駐車券に係る料金については、なお従前の例による。

（八戸市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項、同法第6条第1項若しくは第3項の規定又は第62条の規定による改正前の八戸市都市公園条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項の規定により受けている許可（旧条例別表第1に掲げる総合公園、運動公園、近隣公園のうち館鼻公園及び特殊公園内における旧条例第8条第1項の許可を除く。）に係る占用料及び使用料については、なお従前の例による。

議案第111号

八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
八戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の非課税措置の対象への単身児童扶養者の追加、軽自動車税における環境性能割の臨時的軽減及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした種別割の特例措置の見直しその他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市市税条例等の一部を改正する条例

(八戸市市税条例の一部改正)

第1条 八戸市市税条例(昭和25年八戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第24条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第24条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の2の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第24条の3第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に、「においては」を「には」に改める。

第102条中「第533条第4項、第536条第4項又は第537条第4項」を「第534条、第536条又は第537条」に、「納期」を「期限」に改める。

第136条中「第701条の9第4項、第701条の12第4項又は第701条の13第4項」を「第701条の10、第701条の12又は第701条の13」に改める。

附則第13条の2に次の3項を加える。

2 青森県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 青森県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第64条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第13条の2を附則第13条の2の2とし、附則第13条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第13条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第13条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第13条の6に次の1項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第64条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第14条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	1,000円
第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	3,800円

附則第14条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第68条及び第69条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第14条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(八戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 八戸市市税条例の一部を改正する条例(平成29年八戸市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、八戸市市税条例附則第13条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第13条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第14条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め」に改める。

(八戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 八戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年八戸市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、八戸市市税条例第28条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必

要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第3条のうち、八戸市市税条例第75条第3項の改正規定中「0.4」を「0.6」を「0.4を」を「0.6を」に改める。

第4条のうち、八戸市市税条例第75条第3項の改正規定中「0.4」を「0.2」を「0.4を」を「0.2を」に改める。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中八戸市市税条例第102条及び第136条の改正規定、第3条並びに第4条の規定  
公布の日

(2) 第1条中八戸市市税条例第24条、第24条の2の2、第24条の2の3及び第24条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中八戸市市税条例第17条の2の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第24条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第24条の2の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき八戸市市税条例第24条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の2の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第24条の2の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例第17条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第112号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市公民館の延長使用時の上限時間の廃止及び使用料の見直しをするためのものである。

## 八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表備考第4項を次のように改める。

- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前項の規定に該当するときは、同項の規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の150に相当する額とする。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第113号

八戸市種差海岸休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市種差海岸休憩施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

蕪島物産販売施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

## 八戸市種差海岸休憩施設条例の一部を改正する条例

八戸市種差海岸休憩施設条例（平成26年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

### 八戸市種差海岸観光施設条例

本則中「休憩施設」を「観光施設」に改める。

第1条中「提供する」の次に「とともに、地域の特産品等を販売する」を加える。

第2条の表に次のように加える。

八戸市蕪島物産販売施設	八戸市大字鮫町字鮫86番地1
-------------	----------------

第3条第1項中「いう。）」の次に「又は八戸市蕪島物産販売施設（以下「蕪島物産販売施設」という。）」を加え、同条第2項中「種差海岸休憩所」の次に「又は蕪島物産販売施設」を加える。

第5条第3号中「種差海岸休憩所」の次に「又は蕪島物産販売施設」を加える。

別表中「ショップ」を「種差海岸休憩所」に改め、同表に次のように加える。

蕪島物産販売施設	88,000円
----------	---------

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日以後において、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第114号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

森林環境整備基金を設置するためのものである。

## 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 森林環境整備基金 森林環境整備資金

第4条に次の1号を加える。

(7) 森林環境整備基金 森林環境整備事業

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第115号

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金に係る支払猶予手続、償還免除の対象範囲拡大及び収入状況の報告等について規定の整備をするためのものである。

## 八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第13条第1項及び令第8条から第11条まで」を「第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

附則第5項中「及び保証人」を削り、「第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項」を「第14条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第116号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に係る基準を緩和するためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加える。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第4項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号にお

いて「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「必要な」を「必要かつ」に、「5年」を「10年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第117号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に指定都市の長が行う研修の修了者を加えるためのものである。

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第118号

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑の登録に係る事項に旧氏を加えるとともに、  
その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市印鑑条例の一部を改正する条例

八戸市印鑑条例（昭和61年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「組合わせた」を「組み合わせた」に改める。

第6条第4号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第8号中「組合わせた」を「組み合わせた」に改める。

第7条第1項中「ときは、」の次に「印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気を付したカードをもって調製された」を加える。

第9条を次のように改める。

（登録事項の修正）

第9条 登録者は、第6条第1号、第4号又は第6号から第8号までに規定する印鑑登録原票に登録されている事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったとき又は印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知ったときは、印鑑登録原票を修正するものとする。

第10条第2項第3号中「氏又は」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されている旧氏を含む。）又は」に改める。

第11条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第5号中「組合わせた」を「組み合わせた」に改める。

## 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第119号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

住民票の除票又は戸籍の附票の除票に係る写しの交付手数料及び記載事項証明手数料の額を定めるためのものである。

## 八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表中4の項を6の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく除票の写しの交付又は法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	除票の写しの交付手数料又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき300円
5 法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明	除票の記載事項証明手数料	1通につき300円

別表第1の4の表に次のように加える。

7 戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明	戸籍の附票の除票の記載事項証明手数料	1通につき300円
--------------------------	--------------------	-----------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第120号

八戸市下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の制定について  
八戸市下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、下水道事業の設置及びその経営の基本について必要な事項を定めるものである。

## 八戸市下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、下水道事業の設置及びその経営の基本について必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、八戸市下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下「下水道事業」という。）を設置する。

(財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 公共下水道事業の施設及び区域は、次のとおりとする。

(1) 施設 市長が下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める<sup>きよ</sup>管渠、ポンプ施設及び処理施設

(2) 区域 前号の事業計画に定める区域

3 農業集落排水事業の施設及び区域は、次のとおりとする。

(1) 施設 八戸市農業集落排水処理施設条例（平成6年八戸市条例第24号）第3条に定める排水処理施設

(2) 区域 八戸市農業集落排水処理施設条例第4条の規定により告示した区域

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第13条第1項中「会計管理者」の次に「（八戸市下水道事業に係る旅行者にあっては、市長。以下同じ。）」を加える。

3 八戸市特別会計条例（昭和38年八戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、

第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。



議案第121号

八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事請負契約の締結について  
八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市内丸一丁目1番1号
- 2 契約額 495,000,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から870日間
- 4 契約者 開発・和井田・興陽特定建設工事共同企業体  
代表者  
八戸市八太郎五丁目21番1号  
開発電業株式会社  
代表取締役 小野寺 洋  
構成員  
八戸市石堂一丁目1番25号  
和井田電業株式会社  
代表取締役 和井田 康 夫  
構成員  
八戸市城下四丁目10番10号  
興陽電設株式会社  
代表取締役社長 坂 本 明 子
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第122号

八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事請負契約の締結について  
八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市内丸一丁目1番1号
- 2 契約額 237,600,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から870日間
- 4 契約者 アクア・サカモト・階上特定建設工事共同企業体  
代表者  
八戸市沼館一丁目2番12号  
アクア設備株式会社  
代表取締役 苫米地 勝 志  
構成員  
八戸市小中野二丁目4番12号  
株式会社サカモトアクエア  
代表取締役 坂 本 憲 昭  
構成員  
八戸市大字妙字花生35番地2  
株式会社階上設備工業  
代表取締役 階 上 文 男
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第123号

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結について  
(仮称)八戸市総合保健センター建設事業建築工事の請負について、別紙のように一部変更  
契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した(仮称)八戸市総合保健センター建設事業建築工事について、設計変更により期間を変更するためのものである。

期間「契約締結の翌日から平成32年2月28日まで」を「契約締結の翌日から令和2年4月30日まで」に変更する。

議案第124号

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事請負の一部変更契約の締結について

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した(仮称)八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事について、設計変更により期間を変更するためのものである。

期間「契約締結の翌日から平成32年2月28日まで」を「契約締結の翌日から令和2年4月30日まで」に変更する。

議案第125号

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事請負の一部変更契約の締結について

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した(仮称)八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事について、設計変更により契約額及び期間を変更するためのものである。

契約額「182,520,000円」を「210,589,800円」に変更する。

期間「契約締結の翌日から平成32年2月28日まで」を「契約締結の翌日から令和2年4月30日まで」に変更する。

議案第126号

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結  
について

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事の請負について、別紙のように  
一部変更契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した(仮称)八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事につ  
いて、設計変更により期間を変更するためのものである。

期間「契約締結の翌日から平成32年2月28日まで」を「契約締結の翌日から令和2年4月30日まで」に変更する。

議案第127号

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事請負の一部変更契約の締結について

(仮称)八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した(仮称)八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事について、設計変更により期間を変更するためのものである。

期間「契約締結の翌日から平成32年2月28日まで」を「契約締結の翌日から令和2年4月30日まで」に変更する。

議案第128号

東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事請負の一部変更契約の締結について  
東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「247,374,000円」を「285,588,000円」に変更する。

認定第1号

平成30年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について  
平成30年度八戸市一般会計及び各特別会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和元年9月3日 提出

八戸市長 小林 眞

- 1 平成30年度八戸市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成30年度八戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 平成30年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計歳入歳出決算
- 4 平成30年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 平成30年度八戸市学校給食特別会計歳入歳出決算
- 6 平成30年度八戸市都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成30年度八戸市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成30年度八戸市都市計画駐車場特別会計歳入歳出決算
- 9 平成30年度八戸市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 10 平成30年度八戸市霊園特別会計歳入歳出決算
- 11 平成30年度八戸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 12 平成30年度八戸市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 13 平成30年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計歳入歳出決算
- 14 平成30年度八戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 15 平成30年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算



認定第 2 号

平成30年度八戸市公営企業会計決算の認定について  
平成30年度八戸市公営企業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和元年 9 月 3 日 提出

八戸市長 小 林 眞

- 1 平成30年度八戸市自動車運送事業会計決算
- 2 平成30年度八戸市立市民病院事業会計決算